

災害後の生活に求められる「公平さ」

たくさんの方がひなんしているひなん所には、ルールが生まれます。一つ一つのルールが、なぜ、できたのかを考えてみましょう。ルールができることで、みんなの生活には、どんな変化があるのでしょうか。

阪神・淡路大震災のときにひなん所となったある中学校での「共通理解ルール」

○	夜11時に消灯する。校舎内は火気げん禁とする。
○	<p>食料などの配給について</p> <p>(1)食料などは以下のゆう先順で配る。</p> <p>①校舎内にひなんしている人 ②近所の公民館などにひなんしている人 ③近所の住民</p> <p>(2)配給は全員に配給できるまでしない。どうしても配給する場合は、代表者を集めて理解と協力を得てからにする。</p> <p>(3)近所の住民への配給は最低限にする。</p>
○	高れい者やしょう害のある人への配りよをする。
○	犬やねこなどの動物は校舎に入れない。
○	ひなん所を出て家等で生活をする場合は、代表者と本部に伝えてから出る。

どうして近所の人にも配給しないんだらう？



このようなルールは、一部を変えながら東日本大震災のひ災地のひなん所でも引きつがれたんだよ。



東日本大震災のときのひなん所のルール 例

配給は全員に配給できるまでしない。

全員に配給できない場合は、ひなん所内の家族などを単位として公平に配る。

トイレでは大便のみバケツの水で流す。

大便は校内のトイレではしない。外の仮設トイレで行う。

仮設住たくて、ペットはどうすればいいの

ペット同はん、われる対応 仮設住たくて自治体

震災ひ災者の仮設住たく建設が進む陸前高田市で、ペットを飼う入居希望者が頭をなやませている。市は住民トラブルや衛生面を考りよし、動物連れ入居を原則禁止する方しんだからだ。一方、釜石市は容にんする方しんと対応は分かれそう。阪神・淡路大震災で神戸市も「ひ災者の制約をなるべく軽減しよう」とペット連れ入居を禁止しなかった。



(写真提供 神戸新聞社)

「ペットは家族の一員」「心の支えになる」。ひ災した飼い主の思いにどこまでこたえられるか、各自治体はむずかしい判断をせまれそうだ。

「メメは大切な家族の一員。放すわけにも殺すわけにもいかない」。仮設住たくへの入居を希望する夫婦は苦しいむねの内を明かす。

3月11日の地震発生時、9さいになるチワワのメメを連れて高台にひなんした。家族にいつも安らぎをあたえてくれるそん在。ひなん所には入らず、し設うら手の自家用車の中で愛犬といっしょにひなん生活を送る。

「愛情を注ぎ9年もいっしょに生きてきた。どうしても仮設でだめなら車で飼うが、それもかわいそう。もう少しじゅうなんに考えてほしい」と願う。

市は、動物が苦手な人とのトラブル回ひや衛生面などを考りよし、ペット連れの仮設住たく入居を原則禁止と決めた。「仮設住たくはみっ集しており、鳴き声やふん、衛生などさまざまな問題がある。飼い主の気持ちはわかるが、遠りよしてもらいようお願いする」と理解を求め

る。一方、釜石市では「他人に迷わくをかけないのが前提だが、このような事態だし、アニマルセラピーも必要ではないか」とみとめる考えだ。他市町村の多くは対応を検とう中だが、大船と渡市では「市営住たく条例にならえば禁止とするところだが、ひ災者の心のケアの問題もある。動物にいやしを求める人も多いのではないかと語る。

(2011年4月4日 岩手日報)



わたしにとっては家族といっしょだけど、周囲の人に迷わくをかけることもあるのかな？